

発議第9号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め  
る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年9月29日

伊勢市議会教育民生委員会

委員長 品川 幸久

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親など大人が 1 人の世帯の相対貧困率は 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯（貧困率 10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。子どもの進学率においても、ひとり親世帯（高校等 93.9%、大学等 23.9%）は全世帯（高校等 96.5%、大学等 53.7%）を下回っている。

子どもの貧困対策の大きな柱として、教育支援は不可欠である。このようななか、三重県でも、「子ども食堂」、「放課後児童クラブ」、「地域未来塾」等、伊勢市でも「無料塾」等が行われ、「子どもの居場所づくり」が進められている。

また、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実する取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取組が必要である。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が求められている。

日本において、大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われている（2013 年 OECD 平均 30%）。2017 年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されたが、「学生生活費の状況」（2017 年文部科学省）で示された「追加必要額」を満たすよう、更なる拡充が望まれる。

加えて、児童養護施設入所者をはじめとした社会的養護を必要とする学生等については、入学準備にかかる費用負担の軽減のため入学前の給付が必要である。

貧困の連鎖を防ぎ格差を固定化させないためには、制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって、国におかれては、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充されるよう強く切望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議員 浜口 和久

衆議院議長	大島 理森	}	殿
参議院議長	伊達 忠一		
内閣総理大臣	安倍 晋三		
総務大臣	野田 聖子		
財務大臣	麻生 太郎		
文部科学大臣	林 芳正		